

JGAP

ジェイギャップ

Japan Good Agricultural Practices

(日本の 良い 農業の 取り組み)

JGAPと農場HACCP認証基準との差分に関する文書

(農場HACCP認証農場に対する差分審査において使用)

畜産
2022



2023年10月31日 発行
2023年 1月 4日 運用開始

目 次

1. はじめに	p.1	L 畜産専用項目	p.27
2. 本書の利用方法	p.1	L1 家畜の飼養管理	p.27
3. 基準文書の構成	p.2	L2 家畜排せつ物の管理	p.28
4. 導入から認証までのステップ	p.3	L3 動物用医薬品の管理	p.29
5. 前版の取扱い	p.4	L4 水の管理	p.30
6. 著作権	p.4	L5 精液・受精卵・導入家畜の管理	p.31
7. 免責事項	p.4	L6 飼料の管理	p.31
8. 用語の定義	p.4	L7 敷料の管理	p.32
		L8 識別管理	p.33
【管理点と適合基準】			
共通項目	p.10	M 生乳専用項目	p.33
1 農場管理の見える化	p.10		
2 経営者の責任	p.11	E 鶏卵専用項目	p.34
3 人権の尊重と労務管理	p.13		
4 教育訓練・入場者への注意喚起	p.16	F 自給飼料専用項目	p.35
5 外部組織の管理	p.17	F1 草地等の立地に関する管理	p.35
6 商品管理	p.18	F2 種苗の管理	p.36
7 生産工程におけるリスク管理	p.19	F3 農薬・肥料等の管理	p.36
8 作業者および入場者の衛生管理	p.21	F4 環境保全を主とする取り組み	p.38
9 労働安全管理および事故発生時の対応	p.22	F5 飼料生産工程の情報管理	p.38
10 設備・機械等の管理	p.24		
11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止	p.25		
12 廃棄物の管理および資源の有効利用	p.26		
13 周辺環境・生物多様性への配慮	p.26		

1. はじめに

本書は、下記の項目に関するGAP(Good Agricultural Practices)認証の基準として、適切な農場管理とその実践について示したものです。

○農場運営 ○食品安全 ○家畜衛生 ○環境保全 ○労働安全 ○人権の尊重 ○アニマルウェルフェア

JGAPは、農業生産において食べる人への配慮(食品安全)、生産基盤への配慮(環境保全、家畜衛生、アニマルウェルフェア)、働く人への配慮(労働安全、人権の尊重)について適切な農場管理の実践を目指しています。

JGAP認証農場・団体は、認証のルールに基づき取り組みを記録し、審査を通して取り組み内容の説明と開示を行っているため、持続可能な農業の実践を証明することができます。JGAPの導入により農業生産工程管理が見える化し、安定した農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAPは、農業生産の段階における取り組みだけでなく、サプライチェーンに関わるすべての食品事業者、消費者とのパートナーシップを構築し、持続可能な社会の実現に貢献します。

2. 本書の利用方法

本書は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏と、生乳、鶏卵を対象としており、二つの利用方法が用意されています。

1つ目の使い方は、生産者または生産者団体の経営者が農場・団体管理の改善のために本書を参考資料として利用する方法です。適切で効率的な農場・団体管理を実現するために、本書は役に立ちます。

2つ目の使い方は、適切な管理が実践されている農場・団体であることを消費者を含む社会全般に対して広く示すために、本書に定められた基準への適合性を第三者が評価する利用方法(JGAP認証)です。JGAP認証は、信頼できる農場の目印として流通等の現場で活用されます。

<本文の見方について>

1)番号

管理点の番号です。

2)レベル

管理点を「必須」「重要」「努力」と分類して重みづけをしています(定義は「8. 用語の定義」を参照)。

レベルごとの達成度は「4. 導入から認証までのステップ」をご確認ください。

なお、「適用外」としているものは、農場HACCP認証農場に対する差分審査において審査を実施しない管理点です。

3)管理点

生産工程管理のためのポイントで適合基準の見出しです。

4)適合基準

管理点ごとに適切な農場管理を実践するためのあるべき状態が記載されており、客観的な判断基準を示したものです。

a.b.および(1)(2)と併記されているものは「いずれかに」となっているものを除きすべてa.かつb.および(1)かつ(2)という意味です。

5)適合性

自己点検や審査の際にチェックリストとして利用する欄です。管理点は適合、不適合、該当外のいずれかに判断されます。

例えば、適合を「○」、不適合を「×」、該当外を「―」として記載します。

3. 基準文書の構成

JGAP畜産は下記の4つの文書から構成されています。

- (1) JGAP 総合規則 畜産
- (2) JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産
- (3) JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 畜産
- (4) ガイドライン

4. 導入から認証までのステップ ※詳細なルールについては『JGAP総合規則 畜産』を参照してください。

1. 個別認証の場合

- ① 『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産』を理解します。
※基準文書の『解説書』を参考にします。
- ② 『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産』に基づく農場管理の仕組みやルールを構築し、運営します。
- ③ 自己点検を行い、不適合となった管理点を改善します。
- ④ 認証機関に申請し、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。
- ⑤ 指摘された不適合項目を是正し、是正処置報告書を認証機関へ送付します。
- ⑥ 認証機関による認証の決定の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証が与えられます。

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産』
⇒ 該当する必須項目に100%適合
 該当する重要項目に85%以上適合

2. 団体認証の場合

- 『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 畜産』を理解します。
※基準文書の『解説書』を参考にします。
- 『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 畜産』に基づく「団体管理マニュアル」を構築し、運営します。
- 内部監査を行い、不適合となった管理点を改善します。内部監査は、団体事務局およびすべてのサイトに行う必要があります。
- 認証機関に申請し、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。サイトの審査は、品目ごとに、サイトの総数の平方根を切り上げた整数以上のサンプル数を選定します。
- 指摘された不適合項目を是正し、是正処置報告書を認証機関へ送付します。
- 認証機関による認証の決定の結果、下記の合格基準を満たした団体にJGAP認証が与えられます。

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 畜産』
⇒ 該当する必須項目に100%適合
 該当する重要項目に85%以上適合

『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 畜産』
⇒ 該当する項目に100%適合

5. 前版の取扱い

『JGAPと農場HACCP認証基準との差分に関する文書 家畜・畜産物 2017』による初回および更新審査の受付は2024年1月3日で終了します。

6. 著作権

本書は一般財団法人日本GAP協会が作成しました。著作権は、日本GAP協会に帰属します。二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

7. 免責事項

日本GAP協会およびJGAPの認証機関は、JGAP認証を取得した農場・団体が販売する生産物について、法的な責任を負いません。

8. 用語の定義 ※『JGAP 総合規則 畜産』も参照のこと

アルファベット

- 1) GAP(Good Agricultural Practices):生産物の生産工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組みのこと。「良い農業の取り組み」、「適正農業規範」、「農業生産工程管理」などと訳される。
- 2) JGAP(Japan Good Agricultural Practices):日本GAP協会により開発されたGAP認証プログラムのひとつで、日本の生産環境を念頭において、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェアの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめたもの。
- 3) JGAP総合規則:JGAP認証プログラムの基本となる規定や認証プロセス、認証プログラムに関わる機関および農場・団体に関する規定が定められている文書。

あ行

- あー1) アニマルウェルフェア:快適性に配慮した家畜の飼養管理。
- あー2) 異物:目的とする生産物以外のもの。

か行

- かー1) 該当外:農場にとって該当しない管理点。例えば、外部委託をしていない場合は、管理点「外部委託先との合意」は該当外となる。

- かー２) 外部委託:認証の対象となる生産工程に直接関わる作業の一部を外部の組織に委託すること。(ISO9000:2015を参考)
- かー３) 外来生物:海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地または生育地の外に存することとなる生物。(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 第2条を参考)
- かー４) 家畜:本書では、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏のこと。
- かー５) 家畜排せつ物の管理施設:堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設。(畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 第3条第1項を参考)
- かー６) 家畜保健衛生所:都道府県の機関として設置され、畜産振興のため、地域における家畜衛生の向上を担っている公的機関。家畜の伝染病予防に関する業務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。
- かー７) 基準文書:JGAP認証の基準となる文書で以下の(a)から(d)の総称。
(a) JGAP総合規則
(b) JGAP農場用 管理点と適合基準
(c) JGAP団体事務局用 管理点と適合基準
(d) ガイドライン
- かー８) 休薬期間:本書では、以下の(a)から(d)を総称した期間。
(a) 休薬期間—医薬品残留の可能性がある畜水産物が食卓へ運ばれることを防ぐために定められた期間。
(b) 使用禁止期間—出荷前の家畜等に対して医薬品の使用が禁止されている期間。
(c) 出荷制限期間—医薬品を投与した後、対象動物およびその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされている期間。
(d) ワクチンの使用制限期間—家畜を食用として出荷する前のワクチンを使用することができない期間。
- かー９) 鶏卵:農場から出荷される殻付き鶏卵。

さ行

- さー１) 最低継続飼養期間:認証家畜と認められるまでに必要とされる最短の飼養期間のことで、JGAPでは21日間のこと。
- さー２) 作業者:農場で生産工程に関わるすべての者。
- さー３) 敷料:畜舎の床に敷いて家畜を保護したり、排せつ物を吸収させるためのもの。稲ワラ、オガクズ、モミガラ、砂等の総称であり、畜舎の床に敷かれるスノコ、金属メッシュ等は、敷料には含まれない。

- さー4) 自己点検:『JGAP 農場用 管理点と適合基準』に基づき、自らの農場管理を点検・確認すること。
- さー5) 施設:農場管理に使用するための構造物、建築物やその設備。施設には、畜舎、倉庫、畜産物取扱い施設、家畜排せつ物の管理施設等がある。
- さー6) 重要項目:該当する項目に85%以上適合が求められる管理点。
- さー7) 使用者:事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者。
(労働基準法 第10条より引用)
- さー8) 商品:農場・団体から出荷先に引き渡す生産物。
- さー9) 商品の異常:通常の販売が不可能な商品の状態。例えば、家畜が家畜伝染性疾病等に罹患している状態、家畜の体内に抗菌性物質等の薬物や注射針が残留している状態等。
- さー10) 消毒:化学的物質および／または物理的方法によって、表面、水中または空気中の生きている微生物数を食品安全または適切性を損なわないレベルまで減らすこと。(GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE CXC 1-1969 2020 定義を参考)
- さー11) 食品安全:意図される用途に従って調理および／または消費されたときに、消費者に健康上の悪影響をもたらさないという保証。
(GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE CXC 1-1969 2020 定義を参考)
- さー12) 飼料:家畜の栄養に供することを目的として使用されるもの(餌)。
- さー13) 飼料添加物:飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)により農林水産大臣の指定を受け、以下の(a)から(c)に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもの。(飼料安全法 第2条3を参考)
(a) 飼料の品質の低下の防止(例:防カビ剤等)
(b) 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(例:ビタミン、アミノ酸等)
(c) 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進(例:酵素製剤、抗生物質等)
- さー14) 生産工程:自給飼料の生産、家畜の飼養から家畜および畜産物の出荷までの認証範囲に関わる一連の活動。
- さー15) 生産物:本書では、認証の対象として生産している家畜および畜産物のこと。
- さー16) 生乳:搾取した状態の牛の乳。加熱処理が行われた飲用牛乳、加工乳とは区別される。

さー17) 是正処置:不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置。(ISO9000:2015より引用)

さー18) 草地等:飼料作物に利用する土地をいい、牧草地、飼料畑、飼料用米の水田および家畜の飼養に供される土地を含む。

た行

たー1) 堆肥:特殊肥料の1つ。わら、もみがら、樹皮、家畜排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥および魚介類の臓器を除く)を堆積または攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む)。(農林水産省告示第177号 肥料取締法に基づく特殊肥料等を指定する件を参考)

たー2) 畜産物:本書では、生乳および鶏卵のこと。

たー3) 畜産物取扱い施設:搾乳施設(パーラー)、生乳処理施設、集卵所などの畜産物を取扱う施設。

たー4) 適合:JGAPの基準を満たしている状態。

たー5) 動物用医薬品:動物の疾病の診断、治療または予防を目的として使用される医薬品。

たー6) 土壌診断:作物の収量・品質の向上、作業のやり易さ、適正な施肥量や土壌改良資材施用量などを算出することを目的として、土壌の状態について調べる。土壌分析ともいう。

たー7) ドリフト:散布した農薬が対象とする作物以外に飛散すること。

たー8) 努力項目:認証には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。

たー9) トレーサビリティ: 物品の履歴、適用、移動および所在を追跡可能な状態にすること。(ISO22000:2018を参考)

な行

なー1) 内部監査:『JGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』を満たすように定めた「団体管理マニュアル」に基づき、団体マネジメントの一環として、団体事務局および団体を構成するサイトの管理を内部監査員および内部監査補佐役が点検・確認すること。

なー2) 認証:農場・団体の製品およびプロセスがJGAP認証プログラムに定める認証基準を満たしていることに関する第三者証明のこと。(ISO/IEC17065:2012およびISO/IEC17000:2020を参考)

- な－３) 認証家畜:以下の(a)から(c)を満たした家畜。
 (a) 認証農場・団体で飼養され、認証の有効期限内に出荷された家畜
 (b) JGAP認証書に記載のある品目
 (c) 認証農場・団体で21日間(最低継続飼養期間)以上継続して飼養された家畜
- な－４) 入場者:農場・団体に所属する作業員以外で農場に立ち入る者。
- な－５) 年少者:満18歳に満たない者。(労働基準法 第57条を参考)
- な－６) 農場:認証の対象となる品目を生産し、その生産工程および生産物に関して責任を負う組織。
- な－７) 農薬:農作物(樹木および農林産物を含む。以下「農作物等」という)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤(その薬剤を原料または材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む)および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤。(農薬取締法 第2条を参考)

は行

- は－１) 廃棄物:ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質およびこれによって汚染された物を除く)。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第1項より引用)
- は－２) 発生予察情報:植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づき、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、気象、農作物の生育状況、有害動植物の発生調査の結果等を分析し、有害動植物の発生予察および防除対策に係る情報。
- は－３) バルククーラー:搾乳した生乳が集乳されるまでの間、一時的に保管するための保冷タンク。
- は－４) 必須項目:該当する項目に100%適合が求められる管理点。
- は－５) ヒヤリハット:ヒヤリとしたりハッとするなど、「あわや事故になりかねない」事故寸前の危険な事例のこと。事故を未然に防止するための概念。
- は－６) 病原微生物:人や家畜に対して感染の原因となる細菌、真菌(酵母・カビ等)、リケッチア、ウイルス等。
- は－７) 肥料:植物の栄養に供することまたは植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物および植物の栄養に供することを目的として植物に施される物。(肥料の品質の確保等に関する法律 第2条第1項より引用)

- は－8) 肥料等:本書では、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥およびその他の資材(登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等)も肥料と同じ管理点で扱い、これらと肥料の総称のこと。
- は－9) 普通肥料:特殊肥料以外の肥料のこと。なお、「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料。(肥料の品質の確保等に関する法律 第2条第2項より引用)
- は－10) 不適合:JGAPの基準を満たしていない状態。
- は－11) 放牧地:草地のうち、家畜の飼養に供される土地をいい、野草地および放牧用林地を含む。
- は－12) 法令:国が制定する法律や命令を総称した言葉。本書では、憲法、条約、法律、政令、省令、条例、訓令、告知および要綱等のこと。
- は－13) 保護具:身体を守るために着用するヘルメット、安全靴、専用のマスク、保護メガネ、手袋、防除衣等。

や行

- や－1) 有毒植物:本書では、家畜にとって有害な成分を含む植物のこと。

ら行

- ら－1) リスク:危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせ。危害とは、人への障害もしくは健康障害、または生産物などの財産および環境への損害のこと。(ISO/IEC Guide 51:2014を参考)
- ら－2) リスク評価:危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせからその重要性の評価、対策の樹立を行うこと。(ISO/IEC Guide 51:2014を参考)
- ら－3) ルール:遵守すべき決まり、手順等を定めたもの。
- ら－4) ルール違反:農場・団体が『JGAP 農場用 管理点と適合基準』、『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』に基づき定めたルールおよび『JGAP総合規則』に違反していること。
- ら－5) 労働者:職業の種類を問わず事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者。(労働基準法 第9条より引用)

注：レベルの項中「適用外」とあるのは、農場HACCP認証農場に対する差分審査において審査を実施しない管理点を示す。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
共通項目					
1 農場管理の見える化					
1.1	必須	JGAP適用範囲の明確化	JGAP認証の適用範囲を明確にするために、以下の最新情報を文書化している。 (1) 農場(農場名、所在地、連絡先) (2) JGAP対象品目 (3) 総合規則9.2で定める認証の対象となる工程 (4) 畜舎/草地等(識別できる名称、飼養畜種/栽培作物、(床)面積、収容頭羽数) (5) 畜産物取扱い施設(施設名、取扱い品目) (6) 倉庫・保管庫(動物用医薬品、飼料、農薬・肥料等の資材、燃料、機具・機械等の保管場所) (7) 外部委託先(名称、委託範囲、所在地、連絡先) (8) 家畜排せつ物の管理施設(施設名、床面積、処理方法)		
1.2	必須	地図の整備	リスク評価に活用するために、少なくとも以下の情報を記載した地図を作成している。 (1) 畜舎/草地等 (2) 畜産物取扱い施設 (3) 倉庫・保管庫 (4) 廃棄物保管場所(家畜の死体・家畜の排せつ物処理施設を含む) (5) 生産工程で利用する水源、貯水場所、給水場所(自給飼料) (6) 農場周辺の畜産関連施設		
1.3	必須	生産計画の立案	以下の項目を含む生産計画を立て、文書化している。 (1) 品目ごとの生産見込量 (2) 生産性等に関する目標		
1.3.1	努力	生産計画と実績の対比	生産計画に対して実績を評価し、次年度の計画立案に活用している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
1.4	必須	記録の保管	農場管理の改善のために、各管理点で求めている記録について、以下に取り組んでいる。 (1) 過去2年分以上の記録の保管 初回審査または版の変更により新しく要求された記録の場合は、審査日からさかのぼって3か月分以上の記録の保管(当該期間に発生しない作業の記録は除く)。初回審査後の継続した記録の保管 (2) 2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従った記録の保管 (3) 必要な時にすぐに閲覧できる状態の維持		
1.5	必須	苦情・事故・ルール違反への対応	適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。 (1) 発生日 (2) 記録日 (3) 記録者 (4) 苦情・事故・ルール違反の内容 (5) 応急対応 (6) 発生原因 (7) 再発防止に向けた是正処置 (8) 農場責任者による是正処置確認日		
2 経営者の責任					
2.1	必須	責任者の明確化	JGAPに基づく適切な農場管理を行うための組織体制として、経営者は、少なくとも以下の責任者を文書化し、農場内に周知している。 (1) 経営者 (2) 農場の責任者 (3) 商品管理の責任者 (4) 飼養管理の責任者 (5) 動物用医薬品管理の責任者 (6) 飼料管理の責任者 (7) 家畜排せつ物処理の責任者 (8) 労働安全の責任者 (9) 労務管理の責任者		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
2.2	必須	農場の責任者の責務	a. 経営者は、農場の責任者(管理点2.1)に農場管理に関する権限を与えている。 b. 農場の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) JGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知		
2.3	重要	方針の策定・共有	JGAPに基づく適切な農場管理を組織全体に定着させるために、経営者は、JGAPの取り組みに必要な農場管理の方針を文書化し、農場内に周知している。 ※ 団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針とする。		
2.4	必須	自己点検の実施	農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。 (1) JGAPを理解した者による、『JGAP農場用 管理点と適合基準』のすべての管理点についての自己点検 (2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善 ※ 団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。		
2.5	重要	経営者による改善	a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。 (1) 自己点検(管理点2.4)結果(団体の場合には内部監査結果) (2) 商品の苦情情報(管理点6.4) (3) 外部審査の結果 (4) 苦情・事故・ルール違反情報(管理点1.5) (5) 適用範囲の変更点(管理点1.1) b. 経営者は、上記a.の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。 c. 経営者は、食品安全・家畜衛生・労働安全・環境保全・人権の尊重・アニマルウェルフェアについて農場全体での意識の醸成を図っている。 ※ 団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
2.6	必須	JGAPロゴマークの適切な使用	JGAPに関する適切な表示をするために、JGAPロゴマークを使用している場合、以下に取り組んでいる。 (1) 関係する基準文書の遵守 (2) 過去1年以内に発行された使用許諾書の保管 ※ 団体の場合は、団体事務局が実施する。		
2.7	努力	経営の維持・継続のための対策	農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。		
2.8	必須	知的財産の管理	知的財産を保護するために、以下に取り組んでいる。 (1) 他人の知的財産を侵害しないこと (2) 自分の知的財産となる開発した技術・品種、商標等がある場合、それらの活用（権利化、秘匿、公開）		
3 人権の尊重と労務管理					
3.1	重要	労務管理の責任者の責務	a. 労務管理の責任者(管理点2.1)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。 b. 労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 人権の尊重および労務管理に関する知識の向上		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
3.2	必須	労働力の適切な確保	労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。 (1) (a)から(i)が記載された労働者名簿の整備 (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 履歴 (d) 性別 (e) 住所 (f) 従事する業務の種類(労働者数常時30人未満の事業所は不要) (g) 雇入年月日 (h) 退職の年月日およびその事由(解雇の場合はその理由) (i) 死亡の年月日およびその原因 (2) 守秘義務を遵守した個人情報の管理 (3) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認 (4) 法令に準拠した年少者の雇用		
3.3	重要	労働条件の提示	a. 使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。 (1) 従事する業務内容と就業する場所 (2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 (3) 労働する時間、休憩時間、休日 (4) 賃金とその支払方法および支払い時期 (5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。		
3.4	重要	労働条件の遵守	労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること (2) 労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと (3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること (4) 労働者の賃金は、管理点3.3で定めた労働条件に従った一定期日での支払い (5) 賃金から不当または過剰に控除していないこと		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
3.5	必須	強制労働の禁止	労働者の人権を確保するために、以下のことが起きないように対策を実施している。 (1) 人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用した労働力の確保 (2) 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の不自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制 (3) 労働者の移動の自由の制限 (4) 労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管		
3.6	重要	使用者と労働者のコミュニケーション	労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること (2) 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること		
3.7	必須	差別の禁止	労働者の公正な扱いのために、雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。		
3.8	努力	家族間のコミュニケーション	家族の作業者がいる場合、家族全員が働きやすい就業環境を整えるために、家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
4 教育訓練・入場者への注意喚起					
4.1	必須	作業者への教育訓練	作業者が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるために、管理点2.1で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について、以下に取り組んでいる。 (1) 農場のルールに則した内容の教育訓練 (2) 作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる言葉や表現(絵等)を用いた教育訓練 (3) 作業者の役割と責任の周知 (4) 責任者による農場のルールを遵守していることの日常的な確認 (5) 上記(1)(2)について、(a)から(d)の情報を含む教育訓練の記録 (a) 実施日 (b) 参加者 (c) 教育訓練の内容 (d) 教育訓練に使用した資料		
4.2	必須	公的な資格の保有または講習の修了	法令により、資格の保有または講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業者は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。		
4.3	重要	入場者に対する注意喚起	a. 以下について入場者が守るべき農場のルールを文書化し、入場者に注意を喚起している。 (1) けが・事故防止 (2) 食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア (3) 環境への配慮 b. 入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる言葉や表現(絵等)でルールを伝えている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
5 外部組織の管理					
5.1	重要	外部委託先との合意	外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。 (1) 合意した日付 (2) 合意した者の名称(農場および外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地) (3) 外部委託する作業の範囲 (4) 外部委託する作業について、JGAPが求める食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルール (5) 上記(4)について農場が定めたルールに従うこと (6) 合意内容に違反した場合の対応 (7) 外部から審査を受ける可能性があること、および不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること		
5.2	必須	外部委託先の点検	外部委託先に対し、外部委託する業務について、JGAPが求める食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、年1回以上点検し、以下を記録している。 (1) 外部委託先の名称 (2) 確認の実施日 (3) 確認者の名前 (4) 不適合事項 (5) 是正処置などの対応 ※ 外部委託先がJGAP認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略しても良い。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
6 商品管理					
6.1	重要	商品管理の責任者の責務	a. 商品管理の責任者(管理点2.1)は、以下の業務を統括している。 (1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・飼養管理等) (2) 数量・重量を含む商品仕様 (3) トレーサビリティの管理 (4) 商品の安全や品質の確保 (5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対応 b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 商品管理に関する知識の向上		
6.2	必須	トレーサビリティの確保	a. 出荷した生産物から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。 (1) 農場 (2) 品目 (3) 出荷先 (4) 出荷日 (5) 出荷数量 (6) 管理点L8.1の家畜の識別記録 (7) 出生日または導入日・導入元 (8) 給与した飼料 (9) 治療・投薬の記録 b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し(トレーステスト)、必要に応じて仕組みを見直している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
6.3	適用外	商品の苦情・異常への対応手順	a. 商品に関する苦情・異常への適切な対応および再発防止のために、以下の項目を含む対応手順を文書化している。 (1) 商品の苦情・異常の発生状況の把握 (2) 商品管理の責任者への連絡・報告(影響を及ぼす範囲の把握を含む) (3) 応急対応(影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、不適合品の処置等を含む) (4) 原因追及 (5) 再発防止に向けた是正処置 (6) 法令違反があった場合の認証機関への報告 b. 文書化した手順は、年1回以上、見直している。		
6.4	適用外	商品の苦情・異常への対応記録	a. 商品に関する苦情・異常が発生した場合、管理点6.3の手順に従って対応したことを記録している。 b. 記録には、苦情・異常の発生日(連絡日)、記録日、記録者、商品管理の責任者による確認日を記載している。		

7 生産工程におけるリスク管理

7.1	適用外	生産物の理解	管理点7.3のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる生産物について、後工程(出荷先、加工工程)での取扱いを想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。 ※ 複数の生産物を扱っている場合、生産物の特徴や工程が類似するグループごとに説明しても良い。		
7.2	適用外	工程の明確化	a. 生産物ごと、または類似するグループごとに以下を文書化している。 (1) 作業工程 (2) 工程で使用する主要な資源(導入家畜、水、飼料、敷料、動物用医薬品、設備・機械、運搬車両、資材、掃除道具、工具等) b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
7.3	適用外	リスク評価の実施	管理点7.2で文書化した各工程について、以下に取り組んでいる。 (1) 食品安全および家畜衛生に関するリスクを抽出して重要性を評価し、リスクを予防・低減するための対策の文書化 (2) 現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者による共同での実施		
7.3.1	必須	畜産特有のリスク	該当する場合、管理点7.3のリスク評価には以下を必ず評価の対象としている。 <食品安全リスク> (1) 畜産物への病原微生物の汚染 (2) 抗菌性物質・農薬など化学物質の残留 (3) 注射針の残留、異物混入 <家畜衛生リスク> (1) 病原微生物の侵入・感染 (2) 殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬など化学物質の誤食 (3) 飼料(放牧地含む)への有毒植物の混入 (4) 不適切な設備等による負傷		
7.3.2	適用外	放射性物質への対応	放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、以下に取り組んでいる。 (1) 認証の対象品目に対して、農場がある地域に関する法令・行政機関からの指示の有無の確認 (2) 指示がある場合は、指示に基づく対応		
7.4	適用外	対策・ルールの周知・実施・確認	a. 管理点7.3で文書化したリスクを予防・低減するための対策について、責任者による作業者への対策の教育訓練を行い、対策を実施している(新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること)。 b. 管理点7.3で重要性が高いと評価したリスクについて、対策を強化するために以下に取り組んでいる。 (1) 作業者が理解できる具体的なルールの文書化(図、映像を含む) (2) 責任者による作業者へのルールの教育訓練および実施(新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること) (3) 責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
7.5	適用外	リスク評価等の見直し	管理点7.2、7.3、7.4で文書化したリスク評価・対策・ルールについて、以下を実施したことを記録している。 (1) 年1回以上、および工程の変更や新たなリスクが確認された場合、リスク評価の見直し (2) リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し (3) 有効性を高めるために、責任者と作業員による共同での見直し		
8 作業員および入場者の衛生管理					
8.1	必須	健康状態の把握と対策	作業員・生産物の衛生管理のために、以下に取り組んでいる。 (1) 健康状態に異常(下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状)のある作業員および入場者を把握するための手順の文書化と実施 (2) 上記(1)の症状のある者には、生産物に触れるエリアへ立入・従事を禁止、または対策をした上で立入・従事の許可 (3) 上記(1)の症状のある者への健康管理に関する十分な対応 (4) 健康状態に異常がない他の作業員および入場者への感染予防措置の実施		
8.2	適用外	衛生管理のルール設定と周知	作業員・生産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業員および入場者に周知し、実施させている。 (1) 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着 (2) 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ (3) 喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動 (4) トイレの利用 (5) 生産物への接触 (6) 身の回り品の取扱い		
8.3	適用外	手洗い設備の整備	作業員が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) トイレおよび作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の設置 (2) 手洗い設備の衛生的な管理(清掃・メンテナンス) (3) 手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品の設置		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
8.4	重要	トイレの整備	作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保 (2) トイレの定期的な清掃 (3) トイレの衛生面に影響する破損の補修 (4) トイレの汚物・汚水の適切な処理		
8.5	重要	喫煙・飲食場所の制限	喫煙・飲食をする場所を特定し、生産物への影響や火災がないように対策を実施している。		
9 労働安全管理および事故発生時の対応					
9.1	重要	労働安全の責任者の責務	a. 労働安全の責任者(管理点2.1)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。 b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 労働安全に関する知識の向上 (3) 設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解 (4) 農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
9.2	必須	事故の防止	事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。 (1) 少なくとも(a)から(g)を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価の実施および事故やけがを防止する対策の文書化 (a) 家畜との接触を伴う作業 (b) 機械設備(バーンクリーナーなど)の使用 (c) トラクター、農用運搬車の使用(乗用型の場合は、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれを含む) (d) 草刈機(刈払機)(斜面・法面での使用を含む) (e) 高所作業(脚立等の使用を含む) (f) 暑熱環境下の作業(熱中症対策) (g) 自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報 (2) 上記(1)で立てた対策の周知および実施(新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと) (3) 施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し (4) 上記(1)のリスク評価と対策および上記(3)の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同での実施		
9.3	重要	危険な作業に従事する要件	危険を伴う作業は安全を確保するために、以下を満たした作業者が担当している。 (1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(管理点4.1) (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習等を修了している者(管理点4.2) (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者 (4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者		
9.4	重要	事故発生時の対応	事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。 (1) 事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業者への周知 (2) 清潔な水および救急箱の用意 (救急箱の中身は管理点9.2でリスク評価した結果、必要と判断したもの)		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
9.5	重要	設備・機械の安全な使用	事故防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 設備・機械の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 (2) 安全性を損なう改造の禁止 (3) 購入時には設備・機械の安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種を選択 (4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用(着装等) (5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 (6) 設備・機械の使用前点検		
9.6	必須	労働災害に対する備え(強制加入)	労働災害に対する備えのために、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。		
9.7	努力	労働災害に対する備え(任意加入等)	労働災害に対する備えのために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策 (2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策		
10 設備・機械等の管理					
10.1	必須	設備・機械等の管理	a. 生産物の汚染や事故を防ぐために、使用している設備・機械および運搬車両について、以下に取り組んでいる。 (1) 使用している設備・機械(動力の付いた機械)および運搬車両のリストの文書化 (2) リストへの設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等の記載 (3) 必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期実施と記録(保守・点検作業が食品安全を損なってはならない) (4) 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等の保管 (5) 家畜衛生、食品安全、労働安全および盗難防止に配慮した保管 b. 購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できる。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
10.2	適用外	掃除道具および洗剤・消毒剤の管理	生産物への汚染を低減させるために、生産工程で使用する設備・機械、生産物保管容器の掃除道具および洗剤や消毒剤について、以下に取り組んでいる。 (1) 食品安全および家畜の健康に問題がなく、意図した用途に適していること (2) 使用後、所定の場所に衛生的に保管すること (3) 掃除道具は、その他の掃除道具と分けて使用し、保管すること (4) 掃除道具の劣化・損傷等を定期的に点検し、必要に応じて交換すること (5) 洗剤や消毒剤は、使用期限内または有効期限内であること		
10.3	重要	毒物・劇物・農薬の管理	事故防止や生産物への汚染を防ぐために、動物用医薬品以外の毒物・劇物および農薬がある場合、以下に取り組んでいる。 (1) 他のものと区分し、施錠された場所への保管 (2) 毒物・劇物の場合は、毒物・劇物の識別表示		
11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止					
11.1	必須	燃料・オイル類の管理	火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐために、燃料・オイル類の保管・給油について、以下に取り組んでいる。 (1) 火気厳禁とし、必要に応じて警告表示の設置 (2) 内容物に適した容器の使用 (3) 初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置 (4) 燃料もれ対策の実施 (5) 引火防止対策の実施(静電気対策、高温による吹き出し・気化防止)		
11.2	重要	省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画の文書化および実施		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
12 廃棄物の管理および資源の有効利用					
12.1	必須	廃棄物の適正管理および資源の有効利用	廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減対策のために、生産工程で発生する廃棄物について、以下に取り組んでいる。 (1) 環境を汚染しない方法での保管 (2) 法令、行政の指導に則した処理方法の文書化および実施 (3) 削減のための努力		
12.2	適用外	整理・整頓・清掃の実施	農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。		
13 周辺環境・生物多様性への配慮					
13.1	必須	周辺環境への配慮	周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。 (1) 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の影響の把握と対策の実施 (2) 農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止		
13.2.1	重要	生物多様性への配慮①	鳥獣被害対策を行う場合は、生物多様性に配慮している。		
13.2.2	努力	生物多様性への配慮②	生物多様性への取り組みとして、固有種(在来種)の動植物の保全あるいは生物多様性を目的とした地域の取り組みに参加している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L 畜産専用項目					
L1 家畜の飼養管理					
L1.1	重要	飼養管理の責任者の責務	a. 飼養管理の責任者(管理点2.1)は、家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する業務を統括している。 b. 飼養管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する知識の向上 (3) 農場の作業員および入場者(外部委託先を含む)への、JGAPが求める家畜衛生・アニマルウェルフェアに関する周知		
L1.2	適用外	飼養衛生管理基準の遵守	家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のために、以下の内容を記録している。 (1) 年1回以上、飼養衛生管理基準の実施状況の確認 (2) 獣医師や家畜保健衛生所からの飼養衛生管理基準に基づく指導内容および改善内容		
L1.3	適用外	家畜の健康に異状がある場合の対応	家畜の健康状態に異状を発見した際の対応手順を文書化し、作業員へ周知している。		
L1.4	必須	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養	家畜を快適な環境で飼養するために、以下に取り組んでいる。 (1) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づく飼養環境の改善 (2) 上記(1)の実施状況の年1回以上の確認と記録 (3) 上記(2)で問題があった項目については、改善計画とその結果の記録		
L1.5	必須	アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施	獣医師の指示下で治療を行っても回復の見込みがないなどの理由により、安楽死を決定した場合、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づき実施している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L1.6	必須	アニマルウェルフェアに配慮した輸送	家畜の輸送時に不要な苦痛・ストレスを与えないように、以下に取り組んでいる。 (1) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づく対応 (2) 上記(1)の実施状況の年1回以上の確認と記録 (3) 上記(2)で問題があった項目については、改善計画とその結果の記録		
L1.7	必須	放牧地の環境確認	放牧地の環境について、少なくとも以下に取り組んでいる。 (1) 家畜の食用に適した植物が十分にあることの確認 (2) 家畜の飲用に適した水を十分に飲める状態にあることの確認 (3) 家畜にとって危険な地形ではないことの確認 (4) 放牧地およびその周辺の家畜に危害を与える動植物の把握と必要な対策の実施		
L2 家畜排せつ物の管理					
L2.1	重要	家畜排せつ物処理の責任者の責務	a. 家畜排せつ物処理の責任者(管理点2.1)は、家畜排せつ物の堆肥化等による処理、堆肥の保管の業務を統括している。 b. 家畜排せつ物処理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜排せつ物の堆肥化等に関する知識の向上		
L2.2	必須	家畜排せつ物の適切な管理 *飼養規模が、牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満の農場は、努力項目	家畜排せつ物を適切に管理し、周辺環境への排せつ物による汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 堆肥や固形状の家畜排せつ物は、雨風で土中や施設外に流出しないように、床を不浸透性材料^{※1}にし、適切な覆い^{※2}や側壁を設置して保管・管理すること (2) 液状の家畜排せつ物は、不浸透性材料^{※1}で作られた貯留槽で保管・管理すること (3) 定期的に家畜排せつ物の管理施設を点検し、施設や設備が破損しているときは早急に修理すること (4) 年間に発生する家畜排せつ物の量を把握し、記録すること ※1 不浸透性材料:コンクリートや防水シート等汚水が浸透しないもの ※2 適切な覆い:屋根の設置や防水シートなどで覆うこと		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L2.3	努力	家畜排せつ物の利用促進	資源循環を図り廃棄物を減らすために、以下のいずれかに取り組んでいる。 (1) 堆肥(液肥を含む)としての利用促進 (2) エネルギーとしての利用促進		
L2.4	努力	良質な堆肥の生産	堆肥から病原微生物の感染や雑草種子の発生を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 適切な発酵期間、発酵温度の維持による雑草種子・病原微生物の殺滅対策の実施 (2) 発酵期間と発酵温度の定期的な確認		
L3 動物用医薬品の管理					
L3.1	重要	動物用医薬品管理の責任者の責務	a. 動物用医薬品管理の責任者(管理点2.1)は、動物用医薬品の取扱い・管理の業務を統括している。 b. 動物用医薬品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 動物用医薬品に関する知識の向上 (3) 動物用医薬品の適切な使用および管理		
L3.2	適用外	動物用医薬品の適正使用	獣医師の指示・処方の下で動物用医薬品を使用しており、以下を記録している。 (1) 使用した動物用医薬品の名称と使用日または使用期間 (2) 指示・処方を行った獣医師の氏名およびその内容 (3) 対象の個体/群		
L3.3	必須	抗菌性物質の使用低減	薬剤耐性対策のために、効果的なワクチンプログラムや衛生管理の徹底により感染症の発生予防に努め、獣医師の指導の下に抗菌性物質の使用低減に取り組んでいる。		
L3.4	重要	第二次選択薬の慎重使用	薬剤耐性対策のために、農林水産省が第二次選択薬と位置付けた抗菌性物質は、獣医師の指示に基づき第一次選択薬が無効な症例に限り使用している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L3.5	必須	動物用医薬品の適切な管理	動物用医薬品本来の薬効の確保や、誤使用を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 容器・包装の表示や添付文書の記載どおりに保管すること (2) 有効期間、使用期限を定期的に確認すること (3) 期限切れの医薬品は区別して管理すること (4) 動物用医薬品の在庫管理を実施し、記録すること (5) 劇毒薬は、識別表示のうえ他のものと区分し、施錠された場所へ保管すること		
L3.6	適用外	動物用医薬品の残留防止対策	畜産物や食肉に動物用医薬品が残留することを防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 休薬期間中の家畜の識別 (2) 出荷選定時に休薬期間中ではないことの確認 ※ 休薬期間には、使用禁止期間、出荷制限期間、ワクチンの使用制限期間が含まれる。		
L3.6.1	適用外	休薬期間情報の伝達	畜産物や食肉に動物用医薬品が残留することを防ぐために、休薬期間中の家畜を他農場に出荷する場合は、書面により休薬期間やワクチン接種の情報を伝達している。		
L3.7	適用外	注射針の残留防止対策	食肉への注射針残留を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 注射針の使用記録と在庫管理の記録により、注射針残留(可能性を含む)に気づく仕組みがあること (2) 注射針が残留した(可能性を含む)家畜の識別と記録 (3) 家畜の出荷選定時に、注射針残留(可能性を含む)の有無の確認 (4) 注射針が残留した(可能性を含む)家畜を出荷する場合、出荷先への情報伝達の仕組みがあること		
L4 水の管理					
L4.1	適用外	家畜の飲用水	家畜の飲用に適した水を給与するために、以下に取り組んでいる。 (1) 給与する水の水源や貯水場所の把握 (2) 水道水以外を使用する場合は、年1回以上リスク評価をし、必要に応じて水質検査や消毒などの適切な対策を実施し、その結果を記録すること		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L4.2	適用外	畜産物に使用する水の安全性	畜産物の食品安全のために、以下に取り組んでいる。 (1) 畜産物に直接触れる水または触れる箇所の洗浄水の水源や貯水場所の把握 (2) 上記(1)で水道水以外を使用している場合は、年1回以上リスク評価をし、水が畜産物の汚染源とならないように必要な対策を実施し、その結果を記録すること		
L4.3	重要	生産工程で利用した水の適切な処理・排水	排水による環境汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 生産工程で利用した水は、環境を汚染しない方法で、適切に処理・排水すること (2) 地域に適用される法令がある場合は、遵守すること		
L5 精液・受精卵・導入家畜の管理					
L5.1	適用外	精液・受精卵・家畜の導入記録の保管	リスク評価やトレーサビリティ確保のため、精液・受精卵・家畜を導入した場合、少なくとも以下が記載された導入記録(納品書・伝票・証明書など)を保管している。 (1) 導入元 (2) 品名 (3) 品種 (4) 数量		
L5.2	適用外	交配・出産の記録管理 *鶏を除く	トレーサビリティ確保のために、以下に取り組んでいる。 (1) 適切な精液等の保管管理 (2) 交配時の系統を明確にし、交配以降の個体または群を識別する対策をすること (3) 交配、出産の記録		
L6 飼料の管理					
L6.1	重要	飼料管理の責任者の責務	a. 飼料管理の責任者(管理点2.1)は、飼料の選択・設計・調達・保管および自給飼料生産の業務を統括している。 b. 飼料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜栄養に関する知識の向上		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L6.2	適用外	飼料の安全確認	家畜に安全な飼料を給与するために、以下に取り組んでいる。 (1) 飼料安全法に基づき都道府県へ届出を行っている供給業者から、飼料を調達すること (2) 上記(1)の飼料の受入記録から、少なくとも調達先、飼料の名称、調達量、調達年月日、飼料添加物の成分規格が確認できること (3) 上記(1)に該当しない飼料については、原材料(自給飼料を含む)の由来、栽培・製造工程における管理方法または検査結果を把握し、家畜衛生および食品安全に危害が及ばないことを確認すること (4) 飼料の給与時に、飼料に異常がないことを確認すること		
L6.3	適用外	飼料の適切な保管	品質の劣化や病原微生物による汚染、抗菌性物質の意図しない混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 定期的に品質の劣化、カビの発生の有無の点検 (2) 飼料保管庫に野生動物が侵入しない、または、排せつ物が混入しない対策 (3) 抗菌性物質無添加の飼料に、抗菌性物質を添加した飼料が混入しない対策		
L6.4	必須	食品残さ等の安全確保	食品残さ等を利用して製造された飼料は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。		
L7 敷料の管理					
L7.1	適用外	敷料の安全確認	家畜に安全な敷料を使用するために、以下に取り組んでいる。 (1) 敷料の産地、原材料などから安全性の確認 (2) 外観、色および品質の確認 (3) 異物の混入がないことの確認 (4) カビの発生がないことの確認		
L7.2	重要	敷料の交換	家畜の健康と快適性のために、家畜の排せつ物による汚染状況に応じて、適宜、敷料を交換している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L8 識別管理					
L8.1	必須	識別管理	家畜を、個体もしくは群/畜舎で識別管理している。 ※ 牛は、個体識別番号により個体を識別管理すること。		
L8.2	必須	最低継続飼養期間 *生乳・鶏卵を除く	a. 最低継続飼養期間(21日間)を保証するため、導入した日の翌日から起算して21日間以上継続して飼養したことを記録している。 b. 事故・病気によりやむを得ず21日間経過せずに出荷した場合は、認証されていない家畜として出荷している。 ※ 導入元の農場がJGAP認証農場の場合、導入元での飼養期間と合算できる。		
M 生乳専用項目					
M1	適用外	生乳処理施設の衛生管理	生乳への汚染を防止するために、以下に取り組んでいる。 (1) 生乳処理施設は整理・清掃されていて、水はけが良い状態を維持すること (2) 生乳処理施設への動物(鳥、ネコ、ネズミなど)の侵入防止対策 (3) ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、生乳に薬剤の影響が及ばない方法で実施すること		
M2	適用外	搾乳装置・バルククーラーの洗浄と定期点検	搾乳装置(搾乳器具、搾乳ロボットを含む)・バルククーラーについて、以下に取り組んでいる。 (1) 取扱説明書やメーカーの指示に従った洗浄・殺菌 (2) 取扱説明書やメーカーの指示に従った定期的な点検・整備の実施と記録		
M3	適用外	バルククーラーの温度管理	生乳の温度を適切に管理するために、以下に取り組んでいる。 (1) バルククーラー内の乳温が農場で定めた温度であることを、1日に2回以上確認し、記録すること (2) 上記(1)の温度は、取引先との取り決めがない場合は、4℃±1℃とすること (3) 異常値が認められた場合の対応手順を文書化すること (4) バルククーラーの温度表示、温度計を定期的に点検し、精度に問題ないことを確認した記録があること		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
M4	適用外	搾乳作業時の衛生対策	人から生乳への汚染を防止するために、搾乳作業時は、以下に取り組んでいる。 (1) 搾乳作業前後に、手指の洗浄や消毒を実施すること (2) 手指に傷がある場合、傷口を覆い手袋を着用するなど、生乳を汚染しない対策を実施すること		
M5	適用外	不適合品の対応	以下に該当する生乳を出荷しないために、対応手順を文書化し、作業者に周知している。 (1) 休薬期間中 (2) 分娩後5日以内 (3) 乳房炎 (4) 血乳 (5) 前搾りで異常が見られた場合など食品として不適合な乳		
E 鶏卵専用項目					
E1	適用外	鶏卵保管場所の衛生管理	鶏卵への汚染を防止するために、鶏卵を保管する場所がある場合は、以下に取り組んでいる。 (1) 鶏卵保管場所の整理・清掃 (2) 鶏卵保管場所への動物(鳥、ネコ、ネズミなど)の侵入防止対策 (3) ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、鶏卵に薬剤の影響が及ばない方法で実施すること		
E2	重要	集卵作業時の衛生対策	作業員から鶏卵への汚染を防止するために、手作業で集卵する場合は、集卵前後に手指の消毒を行うか、使い捨ての手袋を使用している。		
E3	適用外	不適合品の対応	食品として不適合な卵(ヒビ、破損、腐敗、カビの発生、重度の汚れなどが見られる卵)の出荷防止や他の卵への汚染を防止するために、食品として不適合な卵を発見した場合の対応手順を文書化し、作業者に周知している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
F 自給飼料専用項目					
F1 草地等の立地に関する管理					
F1.1	重要	新規草地等の適性判断	a. 新規草地等の使用を判断する際に、以下の内容を検討している。 (1) 土、水など自給飼料に対する土地の安全性 (2) 労働安全 (3) 汚染物質の流入や農薬のドリフト被害など、周辺環境の影響 (4) 自然保護地域の開発規制 b. 上記a.の検討の結果を記録している。		
F1.2	重要	新規草地等の問題改善と記録	管理点F1.1の検討の結果、問題があり改善を行った場合は、改善の内容とその結果を記録している。		
F1.3	重要	草地等の周辺状況の確認	a. 草地等は、周辺からの汚染物質による影響がない場所に立地している。 b. 汚染物質・有毒植物による影響が考えられる場合には対策をし、結果を記録している。		
F1.4	重要	ドリフト被害の防止対策	ドリフト対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 自農場の草地等を含む周辺で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識すること (2) 周辺の生産者とコミュニケーションをとることなどにより、周辺地からのドリフト対策を行うこと		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
F2 種苗の管理					
F2.1	重要	飼料作物種苗の調達と記録	種苗の安全性を確認するために、以下に取り組んでいる。 (1) 種苗を購入した場合、(a)から(d)の情報を含む証明書等の保管または記録 (a) 品種名 (b) 生産地 (c) 販売者 (d) 使用農薬の成分と使用回数(種子消毒に使用した農薬すべて) (2) 自家増殖の場合、採取した種苗の草地等の記録 (3) 行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることの確認		
F2.2	重要	播種記録	播種について、以下を記録している。 (1) 種苗の名称・播種および定植の方法(機械の特定を含む) (2) 播種・定植日 (3) 草地等の名称 (4) 播種量または播種密度(苗の場合、栽植密度)		
F3 農薬・肥料等の管理					
F3.1	必須	農薬の適切な使用	飼料作物への農薬残留や作業員への健康被害を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用予定の農薬が、国が認めた農薬であることの確認 (2) 農薬容器等の表示内容に従った農薬の使用 (3) 農薬使用前の防除器具の十分な点検、使用後の十分な洗浄 (4) 農薬使用時は、容器等の表示内容に従った適切な保護具の着用		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
F3.2	必須	農薬の適切な保管	農薬の保管について、以下に取り組んでいる。 (1) 施錠した農薬保管庫での保管 (2) 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性の確保 (3) 毒物・劇物は、それらを警告する表示をして、他の農薬と明確に区分した保管 (4) 購入時の容器のままでの保管 (5) 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は、区分して管理 (6) 使いかけの農薬は封をして保管 (7) 転倒、落下、流出防止対策 (8) 農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具の用意 (9) 農薬が生産物や他の資材に付着しない対策		
F3.3	必須	肥料等の安全性	使用する肥料等の安全性の確保、土壌・飼料作物の汚染防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことの確認 (2) 普通肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来を含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、飼料に危害を及ぼす要因がないことの確認 (3) 堆肥は、適切な発酵期間、発酵温度の維持による雑草種子・病原微生物の殺滅対策の実施		
F3.4	必須	肥料等の適切な保管	肥料等の品質劣化、火災を防ぐために、袋詰め of 肥料等の保管場所は、以下を満たしている。 (1) 覆いがあり、肥料等が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないこと (2) きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料等がないこと (3) 発熱・発火・爆発の恐れがある肥料等(硝酸アンモニウム、硝酸カリ、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料等の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管すること		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
F4 環境保全を主とする取り組み					
F4.1	重要	農薬による環境負荷の低減対策	a. 農薬の使用を増やさないために、病虫害発生予察情報の活用や周辺のこまめな草刈りなどを実施している。 b. 自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策をしている。 c. 地下水・河川等の水系へ農薬・農薬残液・洗浄水の流出を防ぐ対策をしている。		
F4.2	重要	肥料等による環境負荷の低減対策	過剰な施肥による地下水汚染を防ぐために、必要に応じて土壌診断を行い、肥料等の適正な施用や、都道府県の施肥基準等に即した施肥を実施している。		
F4.3	重要	外来種の適切な管理	外来種の種子を使用する場合、周辺環境に影響を与えないように取り組んでいる。		
F5.飼料生産工程の情報管理					
F5.1	必須	農薬の使用記録	農薬の適正使用を確認するために、農薬の使用について、以下を記録している。 (1) 使用日 (2) 使用場所 (3) 対象飼料作物名 (4) 使用した農薬の名称 (5) 希釈倍数が指定されている場合は、希釈倍数と散布液量 (6) 使用量が指定されている場合は、10a当たりの使用量		
F5.2	必須	肥料等の使用記録	肥料等の適正使用を確認するために、肥料等の使用について、以下を記録している。 (1) 使用日 (2) 使用場所 (3) 使用した肥料等の名称 (4) 使用量		
F5.3	重要	飼料添加物の使用記録	飼料添加物の適正使用を確認するために、サイレージなどの製造で使用した添加物について、以下のことを記録している。 (1) 使用日 (2) 使用対象物 (3) 使用した添加物の名称 (4) 使用量		



一般財団法人日本GAP協会
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号
日本農業研究所ビル 4階
<https://jgap.jp>